

道立青少年教育施設についての基本的な考え方

平成 2 1 年 1 2 月

北海道教育委員会

道立青少年教育施設についての基本的な考え方

目 次

- 1 道立青少年教育施設の現状とこれまでの実績 . . . 1
 - (1) 道立青少年教育施設の設置経緯
 - (2) 道立青少年教育施設の実態
 - (3) 道立青少年教育施設の事業
 - (4) 管理・運営体制
 - (5) これまでの実績

- 2 道立青少年教育施設を取り巻く社会情勢の変化 . . . 6
 - (1) 現在の子供たちを取り巻く現状
 - (2) 国立・市町村立青少年教育施設等の現状
 - (3) 民間教育事業者・NPO等の現状
 - (4) 他府県の現状
 - (5) 道の行財政改革の取組

- 3 道立青少年教育施設の新たな役割 . . . 10
 - (1) 必要とされる役割
 - (2) 体験活動の充実
 - (3) 道立青少年教育施設と体験活動
 - (4) 道立青少年教育施設に求められる新たな役割

- 4 道立青少年教育施設についての基本的な考え方 . . . 12
 - (1) 道立青少年教育施設の新たな姿
 - (2) 在り方検討の視点

1 道立青少年教育施設の現状とこれまでの実績

(1) 道立青少年教育施設の設置経緯

我が国では、戦後の混乱期、青年たちが新しい時代を目指して学ぶ青年学級の活動が活発になり、郷土復興や地域づくりに大きく貢献してきました。当時の活動拠点は公民館であり、青年団講習と称した宿泊型の研修会も盛んに行われていましたが、宿泊施設がなく、寺社を借用するなど学習環境は不十分でした。

戦後の復興が進む昭和32年に政府が発表した新長期経済計画において、教育も経済発展に寄与すべきとの考えが示されたことを受けて、昭和33年に青年学級が共同利用する職業教育施設としての「青年の家」を構想し、整備のための補助制度を創設しました。

昭和34年、国立中央青年の家(静岡県)の設置によって、「青年たちが一緒に泊まり込んで議論し、学び、交流する(団体宿泊訓練²)研修施設」という基本的なコンセプトが確立したことで全国各地に公立青年の家の設置が進み、道では、昭和37年に「団体宿泊訓練を通じて健全な青少年の育成を図る」ことを目的とする道立青年の家(深川市)を設置しました。

一方、高度経済成長は、我が国を世界有数の経済大国に押し上げた反面、公害や急速な都市化による自然環境との断絶などを招きました。そこで、昭和45年、文部省は、自然に親しませつつ団体宿泊訓練を行う公立少年自然の家の整備に対する補助を開始し、道においても、昭和48年に「自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動、自然観察その他の活動を通じて、少年の健全な育成を図る」ため、道立洞爺少年自然の家(旧洞爺村)を設置しました。

その後、昭和51年には、道立砂川少年自然の家(砂川市)を設置するとともに、平成元年の「道立青少年教育施設整備の基本的在り方(最終報告)」を受け、少年自然の家を6つの生活経済圏ごとに整備することとした基本的な考え方の下、道立常呂少年自然の家(H3:旧常呂町)、道立厚岸少年自然の家(H5:厚岸町)、道立森少年自然の家(H8:森町)、そして、道立足寄少年自然の家(H9:足寄町)を設置し、青年の家を合わせて全7施設の整備が完了しました。

このように、道立青少年教育施設は、設置の契機は異なっていますが、「団体(集団)宿泊訓練³によって、本道の青少年の健全育成を図ること」を共通する使命として本道における青少年教育推進上の広域圏施設として運営されてきました。

さらに、先の最終報告においては、生涯学習の観点から、道立青少年教育施設が青少年のみならず、家庭や地域住民なども含めた広範囲な人々を対象とした機能も備えることが必要との方向性が示されており、現在、家族や地域住民のサークル活動の利用など、多くの道民に利用されています。

なお、平成18年度から砂川少年自然の家に、平成19年度から残る6施設に指定管理者制度を導入し、サービスの向上と効果的・効率的な施設運営を図っています。

*1 公立青年の家誕生の契機となった青少年野外活動施設補助金の一部。

*2 一人一人に働きかけて、相手の自主的判断と社会的責任感で社会的特性 = 社会性 = を習慣づける手法で、反復で定着率が高まる性格がある。

*3 「団体」は青年団や子ども会などの組織体を、「集団」はグループや仲間同士を想定している。

*4 従来までの「青年」と「少年」の年齢的な区分は厳密ではなくなっている。

(2) 道立青少年教育施設の実態

ア 立地条件・地域特性

少年自然の家は設置の経緯から、自然の豊かな場所に設置されていますので、公共交通機関の便は、決してよくありません。

表1 道立青少年教育施設の立地条件と地域特性

施設(所在地)	産業	主な観光・教育資源等	交通アクセス
青年の家 (深川市)	農業	音江ストーンサークル 先住民族の竪穴住居跡	・JR深川駅バス15分 ・高速バス道立青年の家停留所下車
洞爺少年自然の家 (洞爺湖町)	観光	支笏洞爺国立公園 入江・高砂貝塚	・JR洞爺駅バス40分
砂川少年自然の家 (砂川市)	農業	環境アメニティタウン指定都市 道立こどもの国公園	・JR砂川駅15分
常呂少年自然の家 (北見市)	農業	網走国定公園 常呂遺跡	・JR網走駅バス60分
厚岸少年自然の家 (厚岸町)	水産業	ラムサール登録湿原地帯 厚岸道立自然公園	・JR厚岸駅バス13分
森少年自然の家 (森町)	水産業 農業	鷲ノホストーンサークル 大沼国定公園(大沼、駒ヶ岳など)	・JR赤井川駅徒歩約20分
足寄少年自然の家 (足寄町)	農業 林業	阿寒国定公園 ラウンプキ(北海道遺産)	・足寄バスターミナル下車徒歩20分 ・道東道足寄IC15分

イ 施設・設備

各施設とも、宿泊定員は200名であり、それぞれの設置の経緯から、青年の家は室内の研修設備が、少年自然の家は野外炊飯設備や営火場など、野外研修の設備が充実しています。

なお、敷地は青年、洞爺、砂川が道有地で、その他は所在市町村有地となっています。

表2 道立青少年教育施設の施設・設備の状況

施設名	設置年 【耐用年数】	敷地面積(所有) 【建物延面積】	台帳価格 (H17年度) (千円)	宿泊室関係						研修室関係						
				2 人 部 屋	4 人 部 屋	8 人 部 屋	10 人 部 屋	12 人 部 屋	16 人 部 屋	合 計	引 率	講 師 室	研 修 室	体 育 館	野 外 炊 事 場	キ ャ ン プ 場
青年	S37・H12改築 【50年・H61】	66,635㎡(道有地) 【7,014㎡】	2,451,078	26	29	4			59	2	2	8	1	0	0	0
洞爺	S48 【41年・H26】	25,659㎡(道有地) 【2,960㎡】	120,629				6	1	8	15	2	2	1	1	1	2
砂川	S50 【41年・H28】	道立公園敷地を共用 【2,945㎡】	128,217				14	2	16	2		1	1	1	1	1
常呂	S43・H2改築 【(舎:50年(H30)跡:47年(H48)】	13,626㎡(北見市) 【3,179㎡】 H3移管	162,228			10	10		20	2		4	1	1	1	1
厚岸	H5 【50年・H55】	18,223㎡(厚岸町) 【3,918㎡】	707,802		25				25	1	2	5	1	1	1	1
森	H8 【50年・H58】	34,484㎡(森町) 【4,268㎡】	930,502		25				25	2	1	4	1	1	1	1
足寄	H9 【50年・H59】	34,000㎡(足寄町) 【4,234㎡】	964,162		25				25	4	1	5	1	1	1	1

(3) 道立青少年教育施設の事業

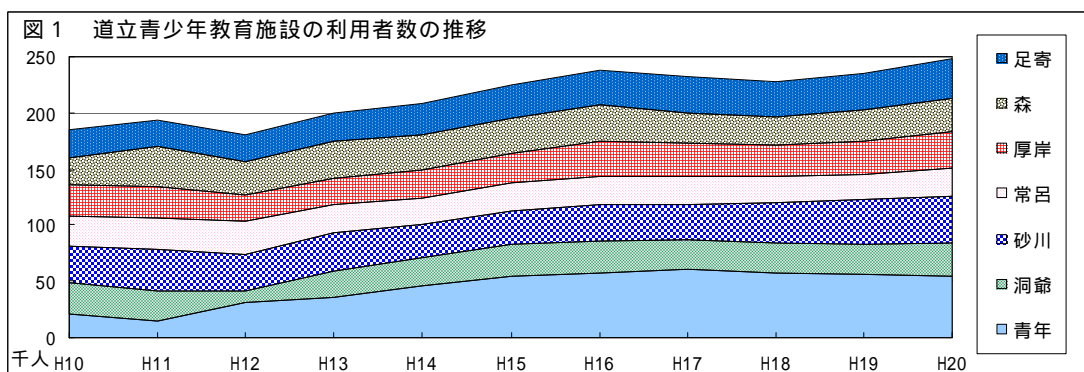
道立青少年教育施設の事業内容は、北海道立青年の家条例と北海道立少年自然の家条例に定められており、大きく次の3点にまとめられます。

ア 受入事業～学校や団体が行う団体（集団）宿泊訓練の受入

- A 学校や団体が行う団体(集団)宿泊訓練や体験活動に対する指導・助言、学校や青少年団体・グループなど青少年の健全育成を目的とする団体が、自らの計画に基づき実施する団体宿泊活動が効果的かつ充実したものとなるよう必要な助言や支援を行う取組。
 B 学校や団体が行う団体(集団)宿泊訓練や体験活動のための場所の提供、広域的な拠点施設として、市町村立・組合立施設がカバーできない地域における体験活動の場を補完する「貸館」的の事業。

受入事業の状況については、平成20年度の延べ利用者数は7施設合計で約24万8,000人となっており、7施設体制になって以降、増加傾向にあります。

また、過去5年間は合計23万人前後で推移しており、全施設に指定管理者を導入した平成19年度に比べ、5%程度増加しています。



また、稼働率は、平均すると27%となっており、季節や時期によって大きな差が生じています。学校の宿泊研修が多い7月や夏休み期間中(多忙期)は40%前後ですが、10月以降の降雪期(閑散期)はその半分程度となっています。

表3 平成20年度の月別利用状況(7施設合計)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	12,611	36,252	29,504	34,934	36,544	25,569	17,222	8,492	8,271	14,625	11,421	12,797	248,242
延宿泊者数	6,115	12,599	14,101	16,331	18,841	11,586	6,736	2,824	2,655	6,440	3,594	5,592	107,396
稼働率	19.7%	35.4%	34.1%	39.6%	44.0%	32.7%	19.6%	9.9%	10.7%	20.8%	13.0%	20.4%	26.8%

平成20年度の利用者数を属性で見ると、学校の宿泊研修利用者が40%、次いで社会教育関係団体の20%となっており、部活動の利用を含めると学校や各市町村の社会教育関係団体の利用者が約7割を占めています。

イ 主催事業～施設自らが行う団体（集団）宿泊訓練や体験活動の機会提供

- 体験活動の機会の提供、青少年を巡る課題の解決、体験活動の指導技法の研究及び成果の提供、広域事業として市町村立施設の補完、青少年教育施設職員の研修、ボランティアの育成などをねらいとして、企画・実施する事業。

平成21年度は、「主催事業実施基本方針」に基づき、地域の歴史等を学ぶ、環境に対する気づきを深める、異文化や国際理解を深めるなど、子供たちの今日的な課題となっているテーマを扱った主催事業を実施しています(計130事業)。

*5 稼働率 = 年間の延宿泊者数 ÷ 宿泊可能日数 ÷ 宿泊定員で算出。宿泊可能日数とは休所日及び休所日前日を除き宿泊利用が可能な年間開所日。延宿泊者数とは宿泊した延人数(3泊した場合、3人とカウント)

さらに、各施設では、利用者に対して、周辺の自然環境や社会環境を生かした自然体験活動を中心とするアクティビティ⁶も提供しています。

道立青少年教育施設で提供しているアクティビティの例	
自然体験・野外活動	～ 火おこし、キャンプファイヤー、野外炊事、トレッキング、カヌー、星座観察など
レクリエーション	～ オリエンテーリング、ウォークラリー、ネイチャーゲームなど
創作活動(クラフト)	～ ネイチャークラフト、陶芸、七宝焼き、木工細工、草木染め、野焼きなど
食に関する体験	～ そば(うどん)うち、もちつき、パンづくり、燻製づくり、豆腐づくりなど
軽運動・スポーツ	～ パークゴルフ、インディアカ、フロアカーリング、ペタンクなど
冬季野外活動	～ スノーシュー、歩くスキー、イグルーづくり、アイスキャンドルづくりなど

ウ 調査研究～団体(集団)宿泊訓練、野外活動及び自然観察その他自然に関する学習活動に関する調査研究、情報収集

主催事業や体験活動、指導方法などについて、先行事例に関する情報収集、主催事業参加者や利用者に対するアンケート調査などを行い、報告書としてとりまとめ市町村立施設等へ普及を図る取組。

(4) 管理・運営体制

平成15年の地方自治法の改正に伴い、平成18年度に先行して砂川に、平成19年度から残る6施設に指定管理者制度を導入し、民間の手法を用いて、弾力性・柔軟性のある施設運営を行ってサービスの向上を図っており、以下のような成果を上げています。

道立青少年教育施設の指定管理者	
道立青年の家	～ スポーツピア・東洋実業・日の出会館コンソーシアム
道立洞爺少年自然の家	～ 大新東ヒューマンサービス株式会社
道立砂川少年自然の家	～ 財団法人 北海道子どもの国協会
道立常呂少年自然の家	～ 株式会社 阿寒グランドホテル
道立厚岸少年自然の家	～ NPO法人 根釧野外教育センター屯田の杜野外学校
道立森少年自然の家	～ NPO法人 森の仲間たち
道立足寄少年自然の家	～ NPO法人 あしよる観光協会
指定管理期間は砂川のみ平成18～21年度まで、その他の施設は平成19～21年度まで	

ア 利用者数の増加

実宿泊者数に占める小・中・高等学校の宿泊研修利用者の割合は、平成15年度の45%から平成20年度の53%へと増加しています。児童生徒数が大きく減少する中、繁忙期における休業日の開所や地域産業界との連携などの民間ノウハウが生かされることが、学校の利用拡大の一因と考えられます。

イ 利用者の満足度

各施設の利用者に行ったアンケートの結果、施設・設備、食事、職員の対応など、すべての項目について、「満足」、「やや満足」と回答した利用者の割合が8割を超えており、サービスの向上が図られたと言えます。

また、平成20年5月に実施した利用団体の責任者に対する意識調査では、「目的に沿った活動ができた」、「施設職員の対応に満足できた」などについて、9割以上が「そう思う」、「ややそう思う」と回答しており、高い満足を与えています。

ウ 運営経費

指定管理者制度導入前に比べ、7施設全体で年間約1億5,000万円の運営経費を削減でき、サービスの向上を図るとともに、効率的な施設運営につながっています。

*6 アクティビティとは、自然体験活動や野外教育において、全体の活動における一つ一つの活動という意味で用いられ、全体の目標やねらいを元にアクティビティをいくつかまとめたものをプログラムと称している。

表4 指定管理者制度導入による運営経費の削減状況

施設名	指定管理 導入直前	H20 指定管理					合計(千円)
		負担金	利用料収入	運営費計	直営人件費	臨時職員	
青年	146,204	75,000	9,127	84,127	25,379	735	110,241
洞爺	124,728	52,072	3,060	55,132	28,865	735	84,732
砂川	96,378	59,065	3,354	62,419	33,712	735	96,866
常呂	98,608	42,500	3,469	45,969	27,427	735	74,131
厚岸	102,387	58,481	2,567	61,048	28,159	735	89,942
森	115,276	55,990	3,812	59,802	27,756	735	88,293
足寄	117,075	55,508	3,893	59,401	27,471	735	87,607
合計	800,656	398,616	29,282	427,898	198,769	5,145	631,812

なお、各施設には、指定管理者に対して、社会教育や青少年教育に対する専門的・技術的な指導・助言を行うため、複数の道職員(社会教育主事)が駐在し、施設における主催事業の企画・立案のほか、利用者の相談などについても、対応しております。一層のサービス向上のためには、指定管理者自らが専門的な分野をカバーできる人材を配置する必要があります。

(5) これまでの実績

道立青少年教育施設の設置の経緯や現状から、これまでの実績は、以下の5点にまとめることができます。

ア 自然体験活動の普及

道立青少年教育施設が実施してきた自然体験活動のノウハウが、市町村立施設や類似施設において実施されているプログラム・アクティビティとして全道各地に普及しています。

イ 学校の団体(集団)宿泊訓練の場の提供

学校における宿泊研修の場や広域的な体験活動の拠点として、活用されてきており、現在も多くの学校に利用されています。

ウ 団体(集団)宿泊訓練による子供たちの健全育成

子供たちが日常の生活を離れ、集団で寝食を共にし、標準生活時間に基づく規律ある活動やセルフサービスなど、一定のルールにのっとった生活をするものの意義や仲間と協調する必要性の理解など、子供たちの健全育成に寄与してきました。

エ ボランティアの育成

高校生・大学生を中心に組織されたボランティアによる主催事業への協力や自主事業の実施などは、子供たちの体験活動の支援に大きな役割を果たしています。こうしたボランティアからは、教員や市町村教育委員会職員など、教育関係の職員となった者もあり、青少年教育の現場に触れる貴重な機会になっています。

オ 生涯学習の場としての活用

様々な青少年教育関係団体の自主的な研修の場として利用されてきたことに加え、体育・文化サークルの活動、家族利用など、地域住民の生涯学習活動の施設としても活用されてきました。

2 道立青少年教育施設を取り巻く社会情勢の変化

1の「道立青少年教育施設の現状とこれまでの実績」で整理したとおり、道立青少年教育施設は道内の青少年教育の推進はもとより、生涯学習の振興にも大いに寄与してきましたが、「道立青少年教育施設整備の基本的在り方」(平成元年)について取りまとめた当時と比べて、施設を取り巻く社会の情勢は大きな変化を遂げております。

(1) 現在の子供たちを取り巻く現状

ア 児童・生徒数の減少

少子化が進展し、道内においては、特別支援学校を除き、学校数・学級数・児童生徒数ともに減少しています。平成10年度と比較して、学校数は12%、学級数は11%、児童生徒数は18%の減少となっています。

表5 北海道における学校数・学級数・児童生徒数の変化(H10・H19)

	学校数(校)			学級数(学級)			児童生徒数(人)		
	H10	H19	増減(%)	H10	H19	増減(%)	H10	H19	増減(%)
小学校	1,567	1,334	-14.9	13,981	12,746	-8.8	343,052	286,493	-16.5
中学校	774	696	-10.1	6,622	5,882	-11.2	200,228	154,550	-22.8
高等学校	341	330	-3.2	5,395	4,399	-18.5	203,266	170,701	-16.0
特別支援学校	60	62	3.3	1,024	1,097	7.1	4,185	4,456	6.5
合計	2,742	2,422	-11.7	27,022	24,124	-10.7	750,731	616,200	-17.9

イ 子供たちを巡る課題

我が国における子供たちを巡る様々な課題は、本道においても同様に憂慮すべき状況にあり、平成19年度末に策定した「北海道教育推進計画」においては、以下のような認識を示しています。

学力等	～	学校の教育活動を支援し、確かな学力の定着に向けた取組が必要
体力・運動能力	～	日ごろから運動に親しむ環境づくりが必要
生活習慣	～	望ましい食習慣などの育成が必要
規範意識等	～	発達段階に応じた規範意識や基本的な倫理観の育成が必要
問題行動等	～	いじめの未然防止や早期対応が必要
人間関係・コミュニケーション	～	体験的な活動の場や機会の充実・確保が必要
職業観・勤労観	～	就職時のミスマッチの防止と職業観・勤労観の育成が必要
特別支援教育	～	LD、ADHD、高機能自閉症等の障がいのある子どもたちへの支援の充実が必要 など

さらに、アイヌ文化・地域の伝統芸能など文化活動の体験や本道の特性を生かした冬季スポーツの振興などについて、地域全体で取り組むことが必要との考え方も示しており、このような課題の解決が急務となっています。

(2) 国立・市町村立青少年教育施設等の現状

ア 国立青少年教育施設

道内には、昭和41年に国立大雪青年の家(美瑛町)、昭和56年に国立日高少年自然の家(旧日高町)が設置され、比較的規模の大きな団体の宿泊研修や子供たちの自然体験活動の推進を担ってきました。

国立青少年教育施設は、平成13年に「体験活動による青少年の社会性の育成」を使命とする独立行政法人国立青年の家と独立行政法人国立少年自然の家に再編された後、平成18年には、全国に27施設ある国立青少年教育施設は、子供たちを巡る様々な課題に対応する青少年教育のナショナルセンター(独立行政法人国立青少年教育振興機構)として統合され、今日に至っています。

表6 国立青少年教育施設の概要

施設名	概要					H19利用実績	
	設置	定員(人)	専門職員(人)	アクティビティ(*1)	主催事業	延利用者数(人)	宿泊室稼働率(%)(*2)
国立大雪青少年交流の家	H18	400	6			107,623	60.0
国立日高青少年自然の家	H18	400	4			89,135	45.6

- 外部講師の指導を受けることもできるが、施設の指導員が直接指導することはほとんどない(間接指導が中心)。また、指導に係る謝金は必要ないが、材料費など実費が必要な場合もある。
- 国立施設の稼働率は宿泊室の稼働状況を表している(利用宿泊室数÷宿泊可能日数÷宿泊室数)。したがって、道立・市町村立青少年教育施設とは単純に比較することはできないが、道立施設を同様に算定した場合は、7施設平均で44.5%(平成20年度実績)となる。

イ 市町村立青少年教育施設

道内では、昭和38年の羊蹄山麓青年の家の設置を皮切りに、ピーク時には、市町村立や組合立による青少年教育施設(14施設)が設置されました。現在は名称の変更などを経て7施設が運営されており、設置目的は、基本的には国や道と同じですが、より地域住民の生涯学習の拠点としての性格が強くなっています。

専門的な指導体制は国立・道立青少年教育施設と比較すると、決して十分とは言えませんが、派遣社会教育主事制度や施設間のネットワークなどを活用し、機能の向上を図っています。

表7 市町村立青少年教育施設の概要

施設名	概要					H20利用実績
	設置	定員(人)	指導者(1)	アクティビティ	主催事業	延利用者数(人)
函館市青少年研修センター	H8	120				19,036
恵庭市青少年研修センター	H16	68				8,418
札幌市青少年山の家	H元	400	1		×	73,637
新冠町日高判官館青年の家	H11	60	-		×	5,684
土別市つくも青少年の家	S43	80			×	11,263
稚内市少年自然の家	S55	241				13,914
紋別市オホーツク青年の家	S39	70				6,768
合計		1,039	6	7	4	138,720

1 は北海道教育委員会派遣の社会教育主事

ウ 廃校校舎を活用した類似施設

市町村においては、廃校校舎を宿泊体験活動施設に活用する事例も増加しており(H10:26施設 H20:43施設)、今後も増加することが予想されます。

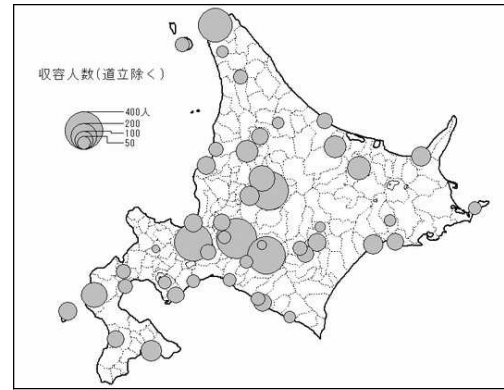
こうした類似施設の宿泊定員の総計は3,153人で、国立・道立・市町村立青少年教育施設全体の宿泊定員3,239人と同程度であり、利用者数も125,113人(H20)で、市町村立青少年教育施設の利用者数に匹敵する状況となっています。

また、常駐の指導者の配置は少ないものの、利用状況に応じて市町村教育委員会の担当者が指導・助言を行い、季節開所など施設運営には柔軟性があります。

表8 廃校校舎等を利用した類似施設の概要

開設年度	S50～60年代：5、H元～10年：15、H11年以降：23
開設圏域	道南：6、道央：16、道北：9、林-ツツ：4、十勝：4、釧根：4
定員規模	～30人：8、～50人：11、～100人：17、～200人：6、200人以上：1
運営形態	直営：15、一部委託：15、指定管理：5、民間・NPO等：8
開設期間	通年開所：32、季節(夏季)開所：11
アクティビティ	あり：13、なし：30
管理者	常駐(1～2名)：20、利用時のみ：16、なし：7
指導者	常駐(1～5名)：8、利用時・希望時のみ：5、なし：30
食事	あり：13、なし：30

図2 廃校校舎の活用施設所在地



(3) 民間教育事業者・NPO等の現状

道内のNPO法人のうち、子供の健全育成を図る活動を目的に掲げる団体は、平成19年度末に434団体となっており、こうした団体や民間教育事業者が「廃校校舎等を利用した類似施設」などにおいて、様々なプログラム・アクティビティの指導を行うなど、民間レベルで子供たちの育成を支援する機運が高まっています。

さらに、ここ数年の傾向として、学校の宿泊研修の場として、首長部局が所管する研修施設や民間の研修施設、ホテル・旅館などを利用するケースも増えており、また、旅行代理店が様々なプログラムを用意した教育旅行を商品化して提供するなどの動きも増えていきます。

表9 民間教育事業者によるプログラムの例

特定非営利活動法人 ねおす						
実施会場・主な内容	対象	人数	回数	経費	日程	
札幌 環境学習	幼児とその家族	20組	10回	子ども2,000円・大人500円	日帰り	
札幌 食育	幼児～大人	10組	6回	子ども2,000円・大人1,500円	日帰り	
黒松内 自然体験	年長～中3	25人	9回	9,800円	2泊3日	
登別 自然体験	小学生	25人	9回	7,500円	1泊2日	
財団法人 青少年野外教育財団						
実施会場・主な内容	対象	人数	回数	経費	日程	
道央 通年コース	年長～小6		13回	不明	1～5日	
道央 通年上級	小4～、小5～		12回	不明	1～3日	
道央 子ども教室(自然体験)	小学生～		11回	6,000～21,000円	1～3日	
道央 春季・夏季・冬季キャンプ	年長～		7回	国外プログラムあり	1～10日	
特定非営利活動法人 登別自然活動支援組織モモンガくらぶ(登別市ふおれすと鉾山指定管理者)						
実施会場・主な内容	対象	人数	回数	経費	日程	
登別 自然体験活動による子育て支援	3歳以上の幼児とその家族	25組	22回	200円程度	日帰り	
登別 自然体験活動による子育て支援	5歳以上の幼児とその家族	15組	11回	200円程度	日帰り	
登別 自然に関する仕事体験	小学生	35人	11回	数百円程度	日帰り	
登別 自然体験活動による子育て支援	未就園児とその家族	15組	10回	実費	1～2日	
NPO法人あそベンチャースクール						
実施会場・主な内容	対象	人数	回数	経費	日程	
道央 通年自然体験	年長～小1	32人	8回	38,000円	日帰り	
道央 通年自然体験(3会場)	年長～小6	40人	10回	52,500円～	日帰り	
道央 通年自然体験	小4～中	24人	10回	115,000円	1泊2日	

(4) 他府県の現状

平成20年に実施した調査⁷によると、都道府県立の青少年教育施設は169ありますが、うち27道府県の86施設に指定管理者制度が導入されており、平成21年度以降も7県14施設に指定管理者制度の導入が予定されています。

また、他府県においても、青少年教育施設をいくつかの圏域ごとに配置していることが多く⁸、15の府県が配置の見直しを行っています。見直しの理由としては、利用率の低下や財政状況の悪化、施設の老朽化、類似施設の増加、利用者ニーズの変化の順となっています。調査時点において、見直しによって廃止した施設は11府県(21施設)、統合した施設は1府県(2施設)、市町村へ移管した施設は6府県(11施設)となっており、民間への移管例はありませんでした。

なお、平成20年度、本道と同程度の人口規模の他県の状況は、千葉県では5施設、兵庫県では3施設、福岡県では7施設です。

(5) 道の行財政改革の取組

道では、平成18年に、「新たな行財政改革の取組み」を策定し、事務事業の見直しはもとより、国・道・市町村の役割分担の見直し、公の施設への指定管理者制度の導入など、危機的な財政状況の中であらゆる見直しを図ってきました。

その後、平成20年2月には「新たな行財政改革の取組み」を改訂し、行財政改革の一層の推進に取り組んでおり、道立青少年教育施設においても、平成19年度までにすべての施設に指定管理者制度を導入し⁹、効果的・効率的な運営を図っていますが、平成20年度に実施された公共施設評価においては、在り方の抜本的な見直しが求められています。

なお、表2(2ページ)で示しているとおり、平成30年度までに建物の耐用年数を迎える施設がありますが、道が平成14年10月に示した「施設整備方針」により、単に老朽化を理由とした改築は難しい状況となっています。

*7 H20.11石川県調査による。12道府県の35施設に教員や社会教育主事を配置(1施設当たり3.3人)

*8 「都道府県立青少年教育施設の配置に関する調査」(H18生涯学習課)。35府県が回答

*9 知事意見：国、市町村、民間施設の整備状況や施設の廃止等の影響を検証するなど、道立施設としての在り方を検討すること。

3 道立青少年教育施設の新たな役割

こうした社会情勢の変化は、同時に道立青少年教育施設に対するニーズの変化をもたらすものであり、道立青少年教育施設は、これまでの実績を踏まえつつ、設置の目的や配置の考え方などを含めた新たな視点による在り方を検討する必要があります。

特に、本道の子供たちを巡る課題は、道立青少年教育施設が設置された当初と比べ大きく異なっており、そうした課題の解決のため、道立青少年教育施設の具体的な貢献の在り方も示さなければなりません。

(1) 必要とされる役割

子供の教育は、家庭や学校のみで行われるものではなく、地域住民等と相互に連携協力しながら行われるべきものであり、時には、日常生活とは異なった環境の中で、異世代との交流や自然に触れる体験など、非日常の体験も子供たちにとっては必要です。その意味では、新たな視点による青少年教育施設の在り方を考える際においても、本道の子供たちの健やかな成長を支援することは、青少年教育施設にとっても必須の役割であるととらえなければなりません。したがって、そのような視点での役割に基づく各種の施策事業を今後とも継続していく必要があります。

なお、その役割を果たしていくに当たっては、現在提供している自然体験や集団宿泊のプログラム、学校とのネットワークなど、これまでに蓄積してきたノウハウを最大限に生かしていくことが重要です。

(2) 体験活動の充実

改正された学校教育法(H19)や社会教育法(H20)では、子供たちの体験活動の一層の充実が規定されており、子供たちを巡る課題の解決を図るため、体験活動が効果的な手段であることがこれまで以上に認知されてきました。

体験活動の充実が必要とされる背景

子供たちの体験活動の実態

- ・ 国立オリンピック記念青少年総合センター調査(H18) ~ H10とH17を比較し、全ての項目で減少
- ・ 道民意識調査(H19) ~ 子供たちの体験機会が減少(68%)

各種答申

- ・ 生涯審答申(H11.6) ~ 子供たちの心の成長には、地域での豊かな体験が不可欠
- ・ 中教審答申(H14.7) ~ 体験活動を計画的・体系的に推進する必要性

関係法令等の整備

- ・ 学校教育法(第21条・第31条等) ~ 学校内外における体験活動の充実と関係機関等との連携
- ・ 社会教育法(第3条・第6条等) ~ 青少年に対して体験活動の機会を提供
- ・ 新学習指導要領(小中学校) ~ 道徳、特別活動(遠足・集団宿泊の行事)等

宿泊体験の効果

- ・ 「体験活動事例集」H20.1 文部科学省
社会性(規律やルールを守る意識など)や自律性(規則正しい生活習慣など)の向上に寄与

こうした学校内外における体験活動の充実を図る流れは、文部科学省や環境省、農林水産省、厚生労働省などが省庁間連携によって、体験活動の拡充を進めていることのほか、国立青少年教育施設や大学において、体験活動が子供たちにもたらす効果など、体験活動の有用性や意義の研究が進められていることなどから、今後の青少年教育において、ますます大きくなると予想されます。

(3) 道立青少年教育施設と体験活動

これまでも道立青少年教育施設においては、自然体験活動を中心に体験活動の機会の提供を行ってきていますが、平成20年に実施した意識調査^{*10}では、施設に対し、以下のように期待されています。

道立青少年教育施設における各種体験の効果として、「対人関係力」、「規範意識」、「積極性・挑戦心」の向上を期待している。

自然体験や冒険的プログラム、環境学習に関するプログラムの一層の充実が期待されており、特に、小学校では環境学習、中学校では冒険的プログラムや職業体験、高等学校では国際交流プログラムへの期待が高い。

今後は、学校の実態に即したプログラムの提案や、専門的な観点からの指導の充実に対する期待が高い。

利用者は比較的低廉な利用料、充実した施設・設備の活用などを利用の動機としているが、学校では体験活動のプログラムの充実を動機としている割合が高い。

(4) 道立青少年教育施設に求められる新たな役割

先に述べた青少年教育施設としての必須の役割を引き続き果たすことを前提としつつ、法改正により体験活動の一層の充実が求められている情勢、利用者のニーズの変化、さらには、国や市町村、民間との役割分担(2-(2)参照)などを踏まえ、道立青少年教育施設については今後、特に次のようなことに重点において役割を果たすことが必要となります。

ア 新たな体験活動のプログラムの開発と市町村支援

本道の子供たちを巡る課題への対応については、学校・市町村教育委員会に対する保護者や住民のニーズが多様化しており、国際交流、環境学習、職業体験、地域学など、学校や市町村では開発することが難しい専門的な体験活動のプログラムやアクティビティが必要とされています。

そこで、道立青少年教育施設においては、これまでの自然体験活動の実践を通して得られた専門的なノウハウなどを活かし、体験活動の効果や学校の教育課程との関連性を明確化するなど、普及方策や評価方法の開発なども含め、先導的なプログラムを開発しながら、市町村を支援していくことが必要と考えられます。

イ 多様な体験活動のための環境づくり

道内においてはすべての市町村に、指導者や宿泊のための設備などにおいて、一定レベル以上の機能を有した施設が整備されている状況ではないこと、また、民間施設においても必ずしも十分な機能や設備を備えている状況ではないこと、さらには、これまでの道立青少年教育施設が自然体験を中心にプログラムを提供しており、子供たちを巡る新たな課題やニーズに対応したプログラムに対する期待もあることなどを勘案すると、道立青少年教育施設が開発した効果的なプログラムを含め、自然体験以外の多様な体験活動、学習活動、トレーニングなどを体験できる「機会」と「場」を、本道の子供たちがくまなく享受できる環境をつくることは、道として果たすべき役割であると考えられます。

*10 平成20年5月生涯学習課調べ。小・中：100校、高校54校、市町村教委180市町村、利用団体：167団体。

4 道立青少年教育施設についての基本的な考え方

(1) 道立青少年教育施設の新たな姿

道立青少年教育施設の新たな役割を踏まえ、現在の青年の家、少年自然の家については、以下のような機能を有する施設として在り方を検討します。

ア 子供たちの健やかな成長のための体験プログラムを開発する施設

いじめ・不登校や心の健康問題の増加、生活習慣や生活リズムの乱れ、コミュニケーション力の低下など、道内の子供たちが抱える様々な課題や国際交流、食育、環境教育、職業体験などのニーズに対応するため、体験活動に関する実践的な調査研究を行い、学校や市町村で活用できる専門的な体験プログラム・アクティビティを開発する施設として「(仮称)体験活動開発センター」を設置し、本道における子供たちの体験活動を先導的に推進します。

イ 子供たちに多様な体験活動のできる場や機会を提供する施設

市町村や民間の体験施設や類似施設が増加するなど、道立青少年教育施設を取り巻く社会情勢が大きく変化していますが、効果的なプログラムを本道の子供たちが体験できるように、「機会」と「場」を享受できる環境をつくることは、道として果たすべき役割であることから、「(仮称)体験活動支援センター」を設置し、子供たちが多様な体験活動をすることのできるような環境づくりに努めます。

(2) 在り方検討の視点

これまで述べてきたように、子供たちを巡る課題の解決のため、青少年教育施設の果たすべき役割は高まっておりますが、児童生徒数の減少、廃校校舎などを活用した市町村の類似施設の増加や民間事業者による活動機会の提供、さらには、交通網の整備などの社会情勢は大きく様変わりしています。

また、道が平成18年2月に策定した「新たな行財政改革の取組み」においては、施策の重点化を図るなど、徹底した施策の見直しが求められており、道立青少年教育施設は、平成元年に決定した「青少年教育施設を各生活経済圏域ごとに配置する」との考え方を抜本的に見直すことが必要です。

今後、道立青少年教育施設の在り方の検討に当たっては、3の(4)で述べた道としての新たな役割を基に、体験活動を提供している市町村の類似施設や民間事業者等との役割分担及び交通費等利用者の経済的負担などを考慮した所在場所の均衡、また、施設の耐用年数や今後増加が見込まれる修繕費等運営経費の問題、さらには、国立、市町村立青少年教育施設の動向などにも留意する必要があると考えています。

なお、施設の配置場所や数、管理運営の体制、施設利用料金制度など具体的な在り方については、地域での利用実態や課題など、さらに詳細な分析を行うとともに、地域とも十分相談し、平成22年度からの2期目の指定管理期間中に取りまとめる予定です。